

4-1. 耳標の装着と出生の届出

(1) 従来の報告と本制度に基づく届出の相違等

①本制度に基づく届出が必要となる牛

法に基づく届出は、法の施行日である平成15年12月1日以降に出生した牛について適用されます。

しかしながら、あらかじめ届出のための報告の受付システム及び報告カードの様式を変更するため、11月30日までに出生した牛であっても、出生や異動等の報告が11月15日（②のように、FAX以外の受付システムは15～23日は停止となるため実質24日）以降になる場合には、新様式の報告カードと新システムを用いることとなります。

なお、11月30日までに出生した牛については、従来からの出生の報告に加えて、既存牛の再届出が必要です。（11月30日以前に異動した場合、出生と異動の報告が必要で既存牛の再届出は不要です。）

②システム及び報告カードの変更

改良センターでは、11月15～23日（予定）にシステムを変更のため一時停止させます。そのため、この間は、出生等の報告も受け付けられません。

また、報告カードは、11月15日から新様式に切り替えます。事前に新様式の報告カードを配布しますので、この日から、新様式を使用するよう管理者に周知徹底して下さい。（12月1日以降は、旧様式によるFAXでの報告は受け付けられません。）

以上のことは、輸入の届出（4-2参照）も同様です。

③報告方法の変更点

届出のための報告の方法は、基本的にこれまで実施されてきた報告の手順を踏襲しますが、従来の「品種」が「種別」となり、選択する項目の「その他」がなくなり、新たに「黒毛和種×褐毛和種」、「和牛間交雑種」、「肉専用種」及び「乳用種」が追加となります。

なお、法制度上、管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先等の届出が必要ですが、これらは11月30日までに農家マスタに登録することとしているため、農家コードの報告で自動的に届出が行われることとなります。（12月1日以降に新たに牛の飼養を開始する者等は、地方農政事務所に報告して、農家マスタに登録する必要があります。）（Ⅲ1参照）

④その他

従来は、耳標番号等を改良センターに報告することで手続きが終了となりましたが、12月1日以降に出生した牛については、届出のための報告後に改良センターから個体識別番号が通知されます。これにより、届出が受理されたことの確認が可能となります。

なお、本制度では、基本的に、改良センターが出生の届出を受けて決定・通知した個体識別番号の耳標を管理者が装着することになっています。このため、改良センターでは、牛の取り違えの予防等のためには出生後可能な限り早期に耳標を装着できるようにする必要があること等を考慮し、ア) 管理者ごとにおよそ1年間に必要となる個体識別番号を割り当て、イ) その個体識別番号が印字された耳標を事前に配布し、ウ) 装着したとして届け出られた耳標の個体識別番号が、届出を行った管理者に割り当てたものであることを確認した上で出生の届出を受理し、エ) 個体識別番号を決定・通知することとしています。(IV 1 参考3)

(2) 具体的な手順

①耳標の装着

管理者は、子牛の出生後1週間以内に、事前に配布されている耳標（個体識別番号印字済み）を、子牛の両耳に装着します。両耳には同一番号の耳標を装着して下さい。装着は、脱落しないよう耳の根本近くの中央部に、血管を避け、装着器（アプリケーション）を用いて装着します。その際、個体識別番号が判別できるよう、耳の内側に大きな文字が印字された面がくるよう装着して下さい。

ただし、疾病等で獣医師の診療を受け耳標装着により悪影響があると判断される場合には、個体識別のできる措置を講じた上で、装着が可能になるまでの間猶予されます。

なお、出生後おおむね7日以内に死亡した子牛は、耳標装着及び届出の対象から除外されます。（ただし、7日以内に、耳標を装着した後に死亡した場合には、出生と死亡の届出が必要です。）

②出生報告カードの記入

管理者は、耳標を装着した後、出生報告カードに、下記の事項を記入します。これらの記録は、子牛登記等での生年月日記入の際の確認用等として、しばらくの間は保存するよう努めて下さい。（また、黒毛和種等の場合には、種別の確認に必要な書類等とともに、当該牛がと畜され、牛肉として流通しているであろう期間（出荷月齢+2年程度→5年程度）は保存しておくことが望ましいと思われます。）

- a) 農家コード
- b) 装着した耳標の個体識別番号
- c) 生年月日
- d) 雌雄の別
- e) 母牛個体識別番号
- f) 種別

③届出の方法

ア 管理者が自ら届け出る場合

管理者は、必要事項を記入した出生報告カードに基づき、FAX(0037-80-2525)、電話(0037-80-1777)、パソコン(<https://www.id.nlbc.go.jp>)等を用い、改良センターに出生を届け出ます。

イ 管理者の依頼を受けて農協等が届け出る場合（一括報告）

管理者は、必要事項を記入した出生報告カード又は記入した内容を届出の代行を依頼した農協等に報告します。農協等は、以下のいずれかの方法で、依頼を受けている管理者からの報告を取りまとめて改良センターに届け出て下さい。

(ア) FTP（イントラネットを用いたメール方式の一括報告システム）

(イ) LO（インターネットを用いた専用ソフトを使用する一括報告システム）

なお、FAXでも届出は可能ですが、農協等にあっては、上記の方法の導入をご検討下さい。

④届出の時期

個体識別情報の正確性の確保と情報の活用のためには、できる限り速やかに届出を行う必要があります。

ア 乳用種子牛

ヌレ子取引の実態もあるため、出生後7日以内に届出を行って下さい。

イ 肉用子牛

出生後直ちには出荷等を行われませんが、家畜登録制度の分娩報告時期、肉用子牛生産者補給金制度における本牛の個体登録の申込み時期等を考慮しても、遅くとも出生後1～2ヶ月以内には届出を行って下さい。

⑤個体識別番号の通知

前述のように、届出を受け、改良センターは個体識別番号を決定・通知します。電子媒体での報告の場合には、基本的に出生報告の翌日にあらかじめ指定されたメールアドレスに通知されますが、FAXの場合には、入力後となること等から一定期間を要します（農家マスタに登録された番号にFAXされません）。

(3) 届出事項等に関する補足及び留意点

(2)の出生報告カードに基づく報告により、制度上必要な届出は完了しますが、制度上の届出事項に基づいて若干補足します。

①個体識別番号

ア 牛の個体を識別するための10桁番号で、最後の1桁は記入ミスを確認するためのチェックデジットです。

イ 出生の届出のための報告の際には、装着した耳標の10桁番号を報告しま

す。この作業が本制度の根幹となるので、間違いのないよう十分に注意して下さい。

②出生の年月日

生年月日です。本制度での出生の届出後、牛の登記等別途報告が必要な場合には、出生報告カードを確認するようにして下さい。（本制度との間で違いが生じると確認作業が生じます。）

③雌雄の別

原則として外部生殖器により「雄」「雌」のどちらかに判定します。フリーマーチンは雌、去勢牛は雄とします。

④母牛の個体識別番号

分娩した母牛に装着されている耳標の個体識別番号です。受精卵移植により生産された牛の場合、分娩した牛（受卵牛）を母牛として届出を行って下さい。血統上の母牛（供卵牛等）の届出は不要です。

また、輸入牛については、母牛に個体識別番号がないため届出の必要はありません。

⑤管理者の氏名又は名称、住所及び管理開始年月日

農家マスタに事前に登録されるため、農家コードを報告すれば、これらの届出は自動的に行われます。ただし、従来の農家マスタには⑥の飼養施設の所在地が登録されているため、管理者の住所等については、既存牛の届出に伴う再届出農家リスト作成のための農家マスタの修正の過程で登録が必要です（3（3）③参照）。

なお、防疫上個別と判断される複数の飼養施設を持つ管理者の場合には、飼養施設ごとに農家コードが設定されます。

管理開始年月日は、出生の場合には、生年月日が自動的に個体識別台帳に記録されます。

⑥飼養施設の所在地及び当該飼養施設における飼養開始年月日

⑤同様に農家コードの届出等により自動的に処理されます。

⑦牛の種別

ア 品種から種別区分への変更

次表のように11の種別に区分します。従来の「その他」が、「黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種」、「和牛間交雑種」、「肉専用種」、「乳用種」に区分されます。（IV 1 参考4）

牛の種別は、牛の生産サイドはもとより、牛肉の流通業者の品揃えや消費者の商品選択上の情報につながる等、重要な情報である一方、判定が難しい場合もあるので注意が必要です。（なお、輸入牛については、従来動物検疫所の示す品種区分に準じて分類していましたが、国内産牛と同様の種別区分が適用されることとなります。）

イ 判断基準等

「肉専用種」、「乳用種」、「交雑種」の区分が基本になります。肉専用種及び乳用種それぞれの区分の中で、さらに品種等による区分として届け出る場合には、種別を証する書類又は証することができる書類(子牛登記証明書、登録証明書、授精証明書、種付証明書、体内・体外受精卵移植証明書、熊本県畜産協会が発行する和子牛証明書等)の発行が見込まれる必要があります。ただし、ホルスタイン種については、書類がない場合であっても、「腹部及び尾房白色であり、かつ四肢のすべての蹄冠部が黒毛又は赤毛で取り巻いていないこと。」により判定してもかまいません。

当該書類は、立入検査の際に提示を求められることがあり得ます。また、消費者ニーズを踏まえれば、とさつ後しばらくの間は保存しておくことが望まれます。なお、交雑種の場合にも、出生農家では、授精証明書を保存しておくことが望まれます。

(補足)

① 肉用子牛生産者補給金制度(以下「補給金制度」といいます。)では、これまで、生年月日、種別区分、性別を補給金交付事務等の中で確認してきました。その中で、乳用種、交雑種については、生年月日が正確に把握できない場合、一定要件の下で、「農家への導入年月日」を生年月日の代わりに用いることを認めてきましたが、平成15年12月1日の法施行後に出生する子牛については、本制度における生年月日、種別区分及び性別が採用され、導入年月日を便宜的に生年月日として認めることが廃止されます。また、「黒毛和種」、「褐毛和種」、「その他肉専用種」、「交雑種」、「乳用種」の品種区分が、本制度の種別区分に基づくこととなります。しかし、本制度が定着するまでの間、特に種別区分については、補給金制度においても必要な確認作業を継続することとしています。そのため、補給金制度において必要な証拠書類(地域によって、その事情により異なる)の保存も引き続き必要です。

② 肉用牛肥育経営安定対策事業(以下「マル緊」といいます。)においても、同様に本制度における種別区分が採用されることとなりました。具体的には、平成16年4月1日に14ヶ月齢(個体登録申込みの期限)に達する牛(平成15年2月2日生まれ)から、これまで「乳用種」として扱われてきた品種証明のない肉専用種及び「交雑種」として扱われてきたF1クロス(交雑種×肉専用種から得られた産子)が、「肉専用種」に区分されることとなります。

また、平成16年4月1日以降に14ヶ月齢に達する牛のうち、平成15年12月1日以降の生まれの牛については、個体識別台帳に記録され

た生年月日が、平成15年2月2日から11月30日生まれの牛については、補給金制度の生年月日が、それぞれマル緊における生年月日として取り扱われることとなります。

なお、マル緊においても、当面はこれまでの個体確認の作業と証拠書類の保存が必要となります。

○牛の種別区分

種別区分	種別区分に含まれる品種等	出生報告カードの種別番号
黒毛和種	黒毛和種の純粋種	4
褐毛和種	褐毛和種の純粋種	5
日本短角種	日本短角種の純粋種	6
無角和種	無角和種の純粋種	7
黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種	黒毛和種と褐毛和種の交雑種で黒毛和種、褐毛和種以外の品種の血が入っていないもの	8
和牛間交雑種	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種間の交雑種で8以外のもの	10
肉専用種	牛肉の生産を目的として飼養される牛の種で4～8、10の肉専用種及び3の交雑種以外の種	11
ホルスタイン種	ホルスタイン種の純粋種	1
ジャージー種	ジャージー種の純粋種	2
乳用種	その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種で1及び2以外の種で、かつ、4～8、10及び11の肉専用種の血が入っていない種	12
交雑種	父又は母が1、2及び12の乳用種である4～8、10及び11の肉専用種との交雑種	3

(注) 出生報告カードの種別番号1～7は、従来品種番号を継承しています。「9」がないのは、「9」が「その他」であったため、既存牛については「その他」が残るためです。

また、出生報告カードでは、「黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種」が「8. 黒毛和種×褐毛和種」、「交雑種」が「3. 交雑種(肉専用種×乳用種)」と記載されています。